

その車、あなたの運転免許で運転できますか？

先輩・上司に車の運転を頼まれても、運転する前に**必ず自分で車検証を確認**しましょう。

見た目の大きさだけで判断すると、自分の免許で運転できない場合があります！

たとえば

◎普通免許で



準中型自動車

を運転すると…

◎準中型免許で



中型自動車

自動車イラスト提供：株式会社トヨタ名古屋教育センター
(二次使用を禁じます)

静岡県警察免許デジタル化
広報キャラクター
運免わかば巡査長

無免許運転 となり、免許が取り消されます！

- ◎ 罰則は、**3年以下の拘禁刑**又は**50万円以下**の罰金
- ◎ 違反点数は**25点**
☞ 取消後、**2年間**は運転免許を受けることはできません。



特に、普段運転しない車を運転する前には、車検証で自動車の区分を確認する必要があります！無免許運転に注意！

静岡県警察

SHIZUOKA PREF.POLICE

○ 無免許運転防止のチェックポイント

☑ 免許証のここをチェック

① 有効期限

② 免許の条件等

③ 免許の種類

これは車両総重量です!

☑ 車検証のここをチェック

運転できる車か確認

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
①乗車定員 2人	②最大積載量 1,500kg	3,200kg	③車両総重量 4,700kg

○ 運転できる自動車を知ろう

免許の区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員	取得時期
普通免許	3.5トン未満	2トン未満	10人以下	
5トン限定 準中型免許	5トン未満	3トン未満	10人以下	H19.6.2~ H29.3.11
準中型免許	7.5トン未満	4.5トン未満	10人以下	
8トン限定 中型免許	8トン未満	5トン未満	10人以下	H19.6.1以前
中型免許	11トン未満	6.5トン未満	29人以下	
大型免許	11トン以上	6.5トン以上	30人以上	

注意1：車両総重量、最大積載量はいずれも「未満」

注意2：車両総重量、最大積載量、乗車定員のひとつでもオーバーしたら上位の免許が必要

※ 最大積載量が範囲内でも車両総重量がオーバーして免許取消となるケースが散見されます！



静岡県警察

SHIZUOKA PREF.POLICE